

不利益処分個別票

所管局部課(担当)名 (電話番号)	建設局総務部経理課(下水道使用料担当)(06-6615-7546)
処分課(担当)名	同上
処分の名称	汚水排出量減量認定の取消し
概要	汚水排出量の減量認定を受けた者のうち、要綱の遵守および第10条を守らないものに対して、認定を取り消す処分基準
根拠法令等 及び条項	汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱 大阪市下水道条例第12条(昭和35年4月1日条例第19号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) 大阪市下水道条例施行規則第12条第1項第1号及び第3号(昭和35年4月1日規則第22号) (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)
処分基準	「汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱」第10条に定める義務を遵守しないとき、その他申請内容に誤りがあったときは、市長は認定の取り消しができる。(要綱第11条) 別紙のとおり
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000021522.html
備考	

【建設－要－1】処分基準中の別紙

汚水排出量の減量認定に関する事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市下水道条例施行規則第12条第1項第1号ただし書に規定する「水の使用状況等によりこれにより難い特別の理由」がある場合の汚水排出量の認定に関し、必要な事項を定め、もって、業務の統一的かつ適正な執行を図ることを目的とする。

(認定対象)

第2条 この要綱により減量認定（下水道に排出されない水量の認定をいう。以下同じ。）を受けることのできる場合は、上水又は工業用水を使用する者の申請があり、かつ、次条各号の1に該当する場合とする。

(認定要件)

第3条 前条による減量認定を行うのは、下水道に排出されない水量（以下「減量水量」という。）が次の各号の1に該当する場合とする。

- (1) 減量水量が年間を通じて恒常的に、上水、工業用水、井河水、その他の使用水の合計（以下「総使用水量」という。）の20%以上のものであって、下水道に流入する排水口のすべてに、汚水排出の流量計を設置している場合。
- (2) 減量水量が年間を通じて恒常的に、総使用水量の20%以上のものであって、下水道に流入する複数の排水口のうち、同一の給水・排水系路のそれぞれに流量計を設置している場合。ただし、一つの流量計で他の系路も把握できる場合は、その流量計による。
- (3) 前各号のほか、市長が特に必要があると認める場合。

(申請)

第4条 減量認定を受けようとする者は、事前に協議のうえ、「汚水排出量（減量）認定（新規・更新）申請書」（別紙第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定)

第5条 申請書の提出があったときは、市長は審査のうえ、その結果を「汚水排出量（減量）認定通知書」（別紙第3号様式）により申請者に通知をする。

(認定期間)

第6条 認定期間は5年とする。ただし、羽根車式排出流量計を設置の場合は3年とする。また、4月以降の認定にかかる初年度の期間は、その残存期間とする。その他、市長が必要と認めるときは、これを短縮することができる。

2 認定を開始する日は、認定期間による。なお、認定期間以前にさかのぼっての還付は行わない。

(認定方法)

第7条 減量認定は、原則として水道局検針日から次回水道局検針日までの水量をもって行うものとし、その方法は次による。

- (1) 第3条第1号については、当該流量計の総排出量を汚水排出量とし認定を行う。
- (2) 第3条第2号については、同一給排水系路別の総給水量から総排出量を減じた差の合計を減量水量とし、総使用水量から減じて認定を行う。
- 2 第3条第1号及び2号に該当するものについて、減量水量又は汚水排出量の報告（以下「水量報告」という。）がない場合、及び減量水量が総使用水量の20%未満の場合には、当該月分の減量は行わない。
- 3 前各項のほか、特別の理由があるときは、水の使用状況、その他の事実を考慮して認定を行う。

(認定事項の変更等)

第8条 認定を受けている者は、第5条による認定内容に変更が生じたときは、直ちに、「汚水排出量（減量）認定変更申請書」（別紙第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(更新手続等)

第9条 認定の更新をしようとする者は、認定期間満了日の1か月前までに、「汚水排出量（減量）認定（新規・更新）申請書」（別紙第1号様式）を市長に提出しなければならない。

(認定を受けた者の義務)

第10条 第5条の認定を受けた者は、この要綱を遵守するほか、次の各号を守らなければならない。

- (1) 毎月の水量報告は、「減量検針報告書」（別紙第4号様式）により、水道局検針日（工水及び井河水については月初め）に検針し、月末までに提出すること。
- (2) 毎月の報告数値の関係明細資料等については1年間保存し、本市が閲覧を申し出たときは、これに応じること。
- (3) 本市職員が行う立ち入り認定調査については協力すること。
- (4) その他、本市の指示に従うこと。

(義務不履行に対する措置)

第11条 前条に定める義務を遵守しないとき、その他、申請内容に誤り等があったときは、市長は認定の取り消しができる。